

## 外国人留学生への奨学金補助事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表2に定める外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業のうち外国人留学生への奨学金補助事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助事業者)

第2条 補助事業者（以下「事業者」という。）は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生※1に対し、学費や生活費などを給付等する徳島県内の介護施設等※2とする。

※1 介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2 所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

### (事業内容)

第3条 本事業は、事業者が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部について助成する。

### (補助対象経費及び補助上限額等)

第4条 本事業の補助対象経費、補助上限額及び補助率等は下表のとおりとする。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	学費※3	年額 600,000円以内	基準額の 1/3	1年以内※5
	居住費などの生活費※4	年額 360,000円以内		
介護福祉士 養成施設	学費※3	年額 600,000円以内	基準額の 1/3	正規の 修学期間※5 (2~4年)
	入学準備金	200,000円以内※6		
	就職準備金	200,000円以内※6		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度40,000以内		
	居住費などの生活費※4	年額 360,000円以内		

※3 「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合、県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※4 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交

通費等についても、県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

なお、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えない。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50,000 円以内の加算

※5 本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと県が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。

※6 1回限り。

#### (補助金の返納)

第5条 事業者は、本事業を活用して奨学金を給付等した留学生が次の第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めたときは、返納事由発生報告書（要領別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

(1) 留学生が日本語学校から退学したとき、卒業することができなかつたとき又は卒業後に介護福祉士養成施設に入学しなかつたとき。

(2) 留学生が介護福祉士養成施設からの退学、介護福祉士養成学科から別の学科への転籍又は介護福祉士養成施設を卒業することができなかつたとき、もしくは介護福祉士養成施設卒業後に徳島県内の介護施設等において3年間継続して就労が行われなかつたとき。

(3) 介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還されたとき。

2 前号の規定に基づき知事に報告があった場合には、当該補助金の全部又は一部を返納させることがある。

#### (他制度との併給)

第6条 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。

(例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能)

#### (留意事項)

第7条 本事業の実施に当たっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

#### (交付申請に当たって必要と認められる書類)

第8条 交付要綱第5条第2項第5号に定める書類は、日本語学校又は介護福祉士

養成施設に在籍中であることを証する書類等とする。

(実績報告に当たって必要と認められる書類)

第9条 交付要綱第10条第2項第5号に定める書類は、外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し等とする。

(報告)

第10条 知事は、本事業の実績、成果を把握・分析するため、事業者に必要事項を報告させるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月9日から施行し、令和6年4月1日以後に行う事業について適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月17日から施行する。

## 留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月  
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

### 1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼動先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

### 2 返済条件

- (1) 在学中の返済が求められていないこと。

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- (2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する

又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

- ア 貸与を途中で終了した場合
- イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合
- ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合
- エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- (3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

### 3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
  - (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼動（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。（下記の参考（1）参照）
  - (3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。
- （注）貸与型・給付型を問わない。

### 4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において上記3（3）の資産を立証する資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
  - (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生が自筆で署名したもの）
  - (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明する資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給、貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
  - (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には、留学生が稼動することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
  - (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書、貸借対照表）
  - (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、当該雇用条件が留学生と同等の経験を持つ者が稼動する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば、就業規則の写し等）及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
- （注）貸与型奨学金以外に係る資料については、各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また、審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

#### （参考）労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼動（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に、奨学金の貸与を受けることについては、直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので、奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり、奨学金の貸与を受ける留学生が、上記3（2）のとおり、労働条件について理解し、了承しているのであれば、在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
  - (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として、使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には、労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。  
なお、留学生が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが、そのような形式がとられている場合であっても、実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には、同条に抵触することとなります。
- （注）詳細については、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

(要領別紙様式 1)

第 号  
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び  
名称並びに代表者の氏名

### 返納事由発生報告書

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱別表2に定める外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業のうち外国人留学生への奨学金補助事業について、返納事由が発生したので、外国人留学生への奨学金補助事業実施要領第5条第1項の規定に基づき、報告します。

#### 1 補助事業名

年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）

#### 2 補助金交付指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

#### 3 返納事由

要領別紙様式1別添外国人留学生への奨学金補助事業返納対象者状況一覧のとおり

#### 4 返納額

金 円

#### 5 担当者の氏名、連絡先

氏名 : 連絡先 :

(要領別紙様式1別添)

外国人留学生への奨学金補助事業返納対象者状況報告書(報告日:令和 年 月 日時点)

団体名

留学生名 (日本語表記)	補助年度	学校種別	学校名	県補助額(円)						補助金返納理由	返納額 (円)	現在の状況	備考
				学費	入学準備金	就職準備金	受験対策費	生活費	合計				
1													
		合計											
2													
		合計											
3													
		合計											
4													
		合計											

補助金返納額 計